

戦後70年の平和メッセージ

日本基督教団大阪教区 総会議長 小笠原 純
常置委員会

平和を実現する人々は、幸いである、その人たちは神の子と呼ばれる。

(聖書・マタイによる福音書5章9節)

主イエス・キリストは、わたしたちが平和を実現する者となり、幸いに生きるよう勧めておられます。それに応えて、わたしたちは「地には平和」(ルカによる福音書2章14節)と祈りつつ歩んできました。

わたしたちの日本基督教団は、アジア・太平洋戦争のなか、1941年に宗教団体法により30余派が合同して成立した教会であって、当然のことながら、この戦争に無関係ではなく、これに加担した事実は否定しようもありません。そのことを受けとめて、日本基督教団は1967年、「第二次大戦下における日本基督教団の責任についての告白」を出しました。そして、わたしたちは自分たちの誤りをしっかりと反省しつつ、アジアをはじめとする諸国のクリスチャンと共に、宣教協約を結ぶなどして、共に平和を実現すべく祈りを合わせて歩んできました。

現在、日本では排外主義的な雰囲気が強まり、激しいヘイトスピーチのような憎悪差別犯罪を目にするようになっています。大阪・鶴橋でも、わたしたちの隣人である在日韓国・朝鮮人を攻撃するヘイトスピーチが行われ、大きな憤りを覚えています。また、沖縄にはいまでも日本における米軍専用施設の74%があります。そしてまた暴力的に、辺野古に新基地が作られようとしており、それにわたしたちは強い反対の思いをもっています。

そのような中で、これまで、わたしたちがクリスチャンとして結んできた愛と平和の交わりを更に強め、今また新たな思いで、在日大韓基督教会やアジアの諸教会の人々、また平和を愛する人々と共に、主イエス・キリストを証しする歩みを進めたいとの願いが起こされています。

わたしたちの世界には、いまなお戦争のため、悲しみの中にある多くの人々がいます。悲しみから憎しみが生まれ、さらなる暴力やテロが生まれています。いつの世も戦争のために傷つき、虐げられるのは、小さい者であることを、わたしたちは知っています。主イエス・キリストが「わたしの兄弟であるこの最も小さい者の一人にしたのは、わたしにしてくれたことなのである」(マタイによる福音書25章40節)と言われたことを心にとめ、折が良くても悪くても、絶えずこの主に仕える者でありたいと思います。

戦後70年がたち、今、日本の国において、憲法9条をないがしろにし、戦争のできる国づくりが進められています。しかし、わたしたちは地上から戦争がなくなることを確信し、主イエス・キリストがわたしたちに教え示された、武力によらない、愛による平和を実現すべく、それを求める全ての人と共に心を合わせて、これからも「地には平和」と祈り続けていきます。

戦争法案廃案のために祈りましょう

2015年7月21日

日本基督教団大阪教区 総会議長 小笠原 純
常置委員会

大阪教区の諸教会・伝道所、関係学校、関係諸団体の皆様、
皆様の上に主の恵みと平和が豊かでありますように。

戦後70年目の現在、日本の国会では安全保障関連11法案が提案され、7月15日、衆議院特別委員会、翌16日、衆議院本会議で、自民党、公明党、次世代の党の賛成により強行可決されました。また、既に国会を9月27日まで延長することが決定されており、参議院で採決されれば、法案は可決され成立します。あるいは「60日ルール」により、参議院で「みなし否決」された場合、衆議院に差し戻され、3分の2以上の賛成をもって法案を可決したならば法律となります。「安全保障関連11法案」が成立しますと、日本国憲法第9条により戦争放棄が定められているにもかかわらず、戦争できる道が開かれることとなります。戦後70年間、一発の銃弾も打たず、一人の外国人も殺さないで来た日本は、再び人を殺し、殺される戦争ができる国になります。

6月4日、衆議院憲法調査会で3人の憲法学者全員が、与党が提案した「安全保障関連法案は違憲である」と明白に断言しました。わずか数名の例外的な憲法学者を除き、圧倒的多数の憲法学者たちが「違憲である」と断言しています。憲法9条では、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」とあり、憲法9条が属している第二章の標題は「戦争の放棄」です。つまり、集団的自衛権行使容認は、憲法9条に違反していることは明白です。また、憲法98条「この憲法は、最高法規であって、その条規に反する法律は、その効力を有しない」に違反し、国会議員が憲法違反の法案を出すことは、憲法99条「公務員の憲法尊重擁護義務」にも違反します。すなわち、この法案は国会に上程されたこと自体が異常事態であり、直ちに撤回され、審議は中止されるべきなのです。このような「憲法違反」が明白な法案を成立させることは、憲法秩序を破壊することであり、立憲主義の危機、さらには独裁政治をも生じさせることです。信教の自由を規定した憲法20条など基本的人権のみならず、憲法全体が効力を失いかねない状況です。

危機的状況に直面している今、「違憲法案」である「安全保障法案」の廃案を求め、そして1967年に出された「第二次大戦下における日本基督教団の責任についての告白」にあるように、大日本帝国憲法下、戦争に加担した過ちを二度と繰り返さないように祈り求めたいと思います。

主イエス・キリストは「剣をとる者は皆、剣で滅びる」(マタイによる福音書26章52節)、「平和を実現する人々は、幸いである、その人たちは神の子と呼ばれる」(マタイによる福音書5章9節)と言われました。また十戒には「殺してはならない」(出エジプト記20章13節)、新約聖書には「最も重要な掟は、あなたの神である主を愛し、隣人を自分のように愛しなさい」(マルコによる福音書12章12~13節、他)とあります。私たちは、天地創造において「すべて良し」とされた神の祝福を損なってはいけないのです。すべての人の命を祝福する使命があるのです。平和の名のもとに、犠牲になる命などあってはいけません。私たちは「平和の福音」(エフェソの信徒への手紙6章15節)を宣べ伝え、主の歩みに倣い、主の福音に相応しく生きるために、戦争への道が開かれることのないように、戦争法案(安保関連法案)が、国会で撤回され、廃案となるように心を一つにして祈りましょう。